

第8節 児童手当・特例給付

教職員の家庭生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健全な育成と資質の向上に資するための児童手当法、行革関連特例法に基づき、該当者の認定及び手当の支給を行った。

昭和60年度における支給状況は、次のとおりである。

(1) 児童手当

所 属	前年度末 受給者数	新規認定 件 数	消滅件数	本年度末 受給者数	算定基礎児童数別受給者数						支 払 件 数	支 払 金 額 円
					1人	2人	3人	4人	5人	計		
小・中 学 校	15	9	7	17	13	3	1	—	—	17	47	1,106,000
県 立 学 校	23	2	6	19	14	4	1	—	—	19	61	1,676,000
本庁・教育機関	2	2	3	1	1	—	—	—	—	1	5	85,000
計	40	13	16	37	28	7	2	—	—	37	113	2,867,000

(2) 特例給付

所 属	前年度末 受給者数	新規認定 件 数	消滅件数	本年度末 受給者数	算定基礎児童数別受給者数						支 払 件 数	支 払 金 額 円
					1人	2人	3人	4人	5人	計		
小・中 学 校	210	36	29	217	199	13	5	—	—	217	646	14,010,000
県 立 学 校	273	45	23	295	267	23	3	1	1	295	845	18,680,000
本庁・教育機関	13	8	5	16	16	—	—	—	—	16	52	1,020,000
計	496	89	57	528	482	36	8	1	1	528	1,543	33,710,000